

# 例文

2 4 3 - 1 5 2 2  
令和 6 年 8 月 7 日

《報告ID》

〒《郵便番号》

《住所》

《施設名》 御中

宮崎県福祉保健部長寿介護課長  
( 公 印 省 略 )

有料老人ホーム運営関係書類等の提出について（依頼）

本県の福祉保健行政の推進につきましては、平素より御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このことについて、老人福祉法第29条第11項及び「有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について」（平成30年3月30日付け老高発0330第3号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）の規定により、以下のとおり関係書類の提出及び報告をお願いします。

なお、提出書類のうち、重要事項説明書については、同法第29条第12項の規定により、県ホームページ、「介護サービス情報公表システム」等による公表を予定していますので、あらかじめ御了承ください。

## 記

### 1 提出書類・報告事項

#### (1) 提出書類

以下2つについて、県電子申請システムによる提出をお願いします。

- ① 重要事項説明書（令和6年7月1日現在）【様式あり（2参照）】
- ② 財務諸表（貸借対照表・損益計算書）（令和5年度の事業期に係るもの）【任意様式】

#### (2) 報告事項

以下4項目について、県電子申請システムによる報告をお願いします。

- ① 定員数・現入居者数（令和6年7月1日現在）
- ② 現入居者数の内訳（市町村別）
- ③ 現入居者数の内訳（要介護・要支援別）
- ④ その他（入居対象者、前年度退去者、スプリンクラー、前払金、併設事業所）

### 2 提出書類（重要事項説明書）のダウンロード元

重要事項説明書は、県ホームページからエクセルファイルをダウンロードしてください（※）。

※必ず、最新版の重要事項説明書（Ver. 1.1）を使用した上で御提出をお願いします。

○宮崎県ホームページ：「有料老人ホーム運営関係書類等の提出について」

トップ>くらし・健康・福祉>高齢者・介護>施設介護>「有料老人ホーム運営関係書類等の提出について」

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/choju/kurashi/koresha/yuryo-genkyotodoke.html>

（県ホームページでの公開は、令和6年8月9日午後1時以降を予定しています）

### 3 提出期限

令和6年9月1日（日）午後11時59分

### 4 提出方法

宮崎県電子申請システムによる提出（※）

以下URLからアクセスしてください。

<https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/8CxFFKye>

※持参、郵送、FAX、メール等では受け付けておりません。

※提出後、登録したメールアドレスに「受付完了メール」が届きます。

※同一法人で複数施設報告する場合は、施設単位での報告をお願いします。

### 5 留意事項

(1) 電子申請システムでの提出にあたって

報告ID、施設名について、以下のとおり入力してください。

【2】報告ID	《報告ID》
【3】施設名	《施設名》

(2) 重要事項説明書の作成にあたって

- ・タブ「重要事項説明書」「別添1」「別添2」のうち、該当する項目を全て埋めてください。
- ・バージョンが「Ver. 1.1」であることを御確認ください（1ページ目右上に表示されます）。
- ・「取込種別」は、「1 追加」で御提出ください。
- ・「被災確認事業所番号」は、空欄のまま御提出ください。
- ・右側に「未記入」と表示される項目については、必須入力となっています。  
「未記入」が全て表示されないことを御確認の上、御提出をお願いします。
- ・本様式は、国（厚生労働省）から提供されたものであり、元々の様式にパスワードが設定されているため、様式の変更（セルの拡張等）ができません。記載した内容が枠内に収まらない場合であっても、そのまま御入力・御提出をお願いします。

### 6 備考

既に郵送、メール等により提出されている施設におかれましては、恐れ入りますが、この通知の方法により、再度の御提出をお願いします。

#### 【問合せ先】

担当：長寿介護課施設介護担当

電話：0985-26-7058

メール：[shisetsu@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:shisetsu@pref.miyazaki.lg.jp)